平成２５年（フ）第１１７号
奈良市西大寺野神町１丁目６番31―103号、前住所奈良市神功３丁目９番地の23
破産者　河嵜　清司
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６３号
大阪府貝塚市名越787番地ベネッセ西出201号、前住所大阪府阪南市黒田580番地の１
破産者　細濵　羊一
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
大阪府貝塚市名越787番地ベネッセ西出201号、前住所大阪府阪南市黒田580番地の１
破産者　細濵　逸美（旧姓鎌田）
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４８２号
熊本市東区京塚本町61番３号　白百合荘201号、前住所熊本市東区秋津２丁目14番１号
破産者　藤森　英基
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３０４号
札幌市豊平区中の島１条６丁目４番15号　ユウヅルマンションＡ―５号
破産者　岩脇　忠夫
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６７号
愛知県大府市梶田町４丁目33番地の13
破産者　近松　孝生
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５８５号
大阪府寝屋川市明徳２丁目５番２―502号
破産者　鶴原　健
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２２号
堺市南区原山台４丁８番１―101号
破産者　篠田　茂樹
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目15番41号
破産者　神徳　幸子
1　決定年月日　平成27年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３４号
北海道岩見沢市志文町1180番地53
破産者　畑山　猛
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５２号
岩手県北上市里分６地割102番地５　川岸団地４号
破産者　高橋つか子
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第２０４号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字地蔵堂89番地２　102、前住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字毛倉23番地１
破産者　石嶋　義宣
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
京都府城陽市寺田垣内後15番地の２　エクセレントハイツ105号、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区深草大亀谷古御香町147番地８
破産者　中井惠美子
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
京都府城陽市久世北垣内20―１　タウニュー陽光106、住民票上の住所京都府城陽市寺田垣内後15番地の２　エクセレントハイツ105号
破産者　中井久美子
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
奈良県桜井市粟殿590―３　若草ハイツＢ棟101号室、住民票上の住所奈良県宇陀郡御杖村大字菅野446番地
破産者　森脇　三浩
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
和歌山市和歌浦中１丁目３番14号、開始決定時の住所和歌山市和歌浦中１丁目１番15号
破産者　後藤　圭造
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
和歌山市田尻190番地の１
破産者　増田初日生
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係